



5 福祉人材転入奨励金

支給要件

- ・勤務開始日の属する月の6月前の月の初日から3月後の月の末日までに舞鶴市に転入した
- ・令和7年4月1日以降に舞鶴市内の介護事業所等に常勤の介護職員等として新たに就職する(した)
- ・就職した事業所において2年以上継続して勤務する意思がある
- ・過去にこのプロジェクトの奨励金を受給していない

対象事業所

☆高齢者福祉事業所：訪問介護、通所介護（デイサービス）、介護老人福祉施設（特養）、老健、グループホームなど

☆障害者福祉事業所：居宅介護、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援など

対象職種

☆高齢者福祉事業所：介護職員、介護支援専門員、介護従業者、計画作成担当者、訪問介護員、サービス提供責任者

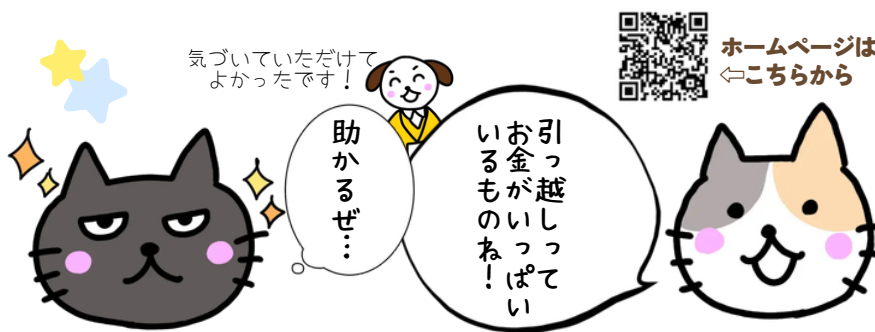
☆障害者福祉事業所：従業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、計画相談）、生活支援員、地域生活支援員、地域移行支援員、サービス管理責任者

支給金額

20万円

申請方法

就職後6ヶ月以内に必要書類を舞鶴市役所へ提出



まいづる福祉人材未来プロジェクト ～福祉界隈で咲き誇れ！！～

第4話 福祉人材転入奨励金



お問い合わせ

舞鶴市役所

高齢者支援課

☎ 0773-66-1013

障害福祉・国民年金課

☎ 0773-66-1033

◎詳しくはホームページをご覧ください

◎SNSもフォローお願いします

Instagram



Facebook

